

千歳市公立大学法人評価委員会運営要綱（改正案）

（目的）

第1条 この要綱は、千歳市公立大学法人評価委員会条例（平成30年千歳市条例第28号。以下「条例」という。）第6条に規定する千歳市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（委員会の決議の省略）

第2条 委員長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、議事について書面又は電磁的記録により委員及び臨時委員の意見を聴くことができる。

（1） 緊急の必要性があり会議を招集する暇がないこと

（2） 議事の内容が軽微なものであること

（3） 議事の内容が書面又は電磁的記録により明確に示されるものであること

2 前項の規定により委員及び臨時委員の半数以上の意見の提出があったときは、提出された意見の過半数をもって委員会の決議があったものとみなす。

3 前項において、提出された意見が可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（会議の公開）

第3条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認められる案件については、この限りではない。

（傍聴人に対する指示）

第4条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

（議事要旨等の公表）

第5条 会議における議事要旨及び使用した資料は、公表する。ただし、第2条の規定により会議を非公開とした案件に係るものについては、委員長が委員会に諮って当該議事要旨及び会議で使用した資料を公表しないことができる。

2 前項の規定は、第2条第2項の規定により委員会の決議があったものとみなされた議事について準用する。

（意見の聴取）

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に対し委員会に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月18日から施行する。